

一般社団法人 江東区観光協会
ご旅行条件書(手配旅行)

ご旅行をお申し込みいただく前に、必ずこの「ご旅行条件書」をお読みください。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 手配旅行契約

(1)この旅行は、一般社団法人江東区観光協会(東京都江東区永代 2-31-1 いちご永代ビル 2階 東京都知事登録旅行業第 3-7455 号、以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
(2)当社はおお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすること等によりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他サービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
(3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等の支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

3. 旅行のお申込み

(1)当社が定める必要事項を記入した申込書にて店頭にて申込みを行う他、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行申込みを受け付けます。
(2)お申込みの際、旅行代金概算の 20%相当額以上の申込金または全額を添えてお申込みください。なお、申込金は旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
(3)当社は、団体・グループを構成する旅行としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代表権を有しているものとみなします。

4. お申込条件

(1)20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
(2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など、その他特別な配慮を必要とされるお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。
(3)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行契約の成立

(1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込金を受理した時点に成立するものとします。
(2)当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
(3)団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

6. 契約書面のお渡し

(1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、予約確認書・旅行条件書・請求書をお渡しします。
(2)団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書・請求書をお渡します。

7. 旅行契約内容の変更

(1)お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送宿泊機関等の取消料その他の変更費用および当社所定の変更手続料金を申し受けます。

8. 旅行契約の解除

(1)お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
a)お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
b)未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
c)当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
(2)お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消しさせていただきます。この場合、下記の費用はおお客様の負担とさせていただきます。
既に提供を受けた旅行サービスの費用および未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用ならびに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
(3)当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能になったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

9. 旅行代金

(1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
(2)団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示いたします。
(3)当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をいたします。

10. 旅行業務取扱料金

国内旅行
手配旅行に係る取扱料金

区 分	内 容	料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	1 5 人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外の場合)
	宿泊券のみの場合	1 5 人以上の団体手配旅行の場合 個人(上記以外の場合)
	運送機関のみの場合	1 件につき 550 円
		1 件につき 550 円
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員 1 人 1 日につき 22,000 円

変更手続 料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	1 5 人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20%以内
		個人(上記以外の場合)	1 件につき 550 円
	運送機関の予約・手配の変更		1 件につき 550 円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)		1 件につき 550 円
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	1 5 人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の 20%以内
		個人(上記以外の場合)	1 件につき 550 円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)		1 件につき 550 円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)"		1 件につき 550 円
連絡通信 費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1 件につき 550 円 (電話料、電報料は別)

(注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
4 上記料金には消費税が含まれています。

11. 国内宿泊施設の取消料金

(1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとに宿泊約款によります。
(2)一部人員の変更(減員)については、別途取消料を定めています。
(3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名ください。
(4)払戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。
(5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

12. 添乗サービス

(1)当社は、契約責任者からのご依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。
(2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間限は、原則として8時から20時までとします。
(3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は当社が定める「添乗サービス料金」と添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
お申込みの旅行に係る添乗員費用(添乗サービス料金と必要な実費の合計)は、別途旅行条件書(または旅行代金見積書)に明示します。

13. 手配責任

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

14. 当社の責任

(1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えた場合で、お客様から損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があったときはその損害を賠償する責に任じます。
(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関知し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
(3)手荷物の損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行の場合14日以内に通知があったときに限り、お客様お一人あたり15万円(当社に故意または重過失がある場合を除く)を限度とします。

15. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載されたサービスを円滑に受領するため、万が一異なるサービスが提供されたとき認識したときには、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該サービス提供者に申し出なければなりません。

16. その他

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(標準旅行業約款・手配旅行契約の部)に定めるところによります。

17. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。その他、当社の個人情報の取扱いに関する方針は、当社のウェブサイトをご覧ください。

一般社団法人 江東区観光協会

〒135-0034 東京都江東区永代 2-31-1 いちご永代ビル 2 階

TEL：03-6458-7400 FAX：03-6458-7420

東京都知事登録旅行業第 3-7455 号

総合旅行業務取扱管理者 千賀美友紀 / 高橋清子

一般社団法人全国旅行業協会 正会員